

イノシシ由来たん白質の飼料原料と
しての利用に関する手続マニュアル
〔第1.1版〕

平成28年9月

(独)農林水産消費安全技術センター
(FAMIC)
農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課

目 次

I 章	イノシシ由来たん白質の飼料利用に当たって	4
	1. これまでの経緯	4
	2. 飼料利用に伴うリスク管理措置のポイント	4
II 章	イノシシを捕獲する狩猟者が必要な対応	6
	1. イノシシを捕獲する際に守っていただきたい要件	6
	(1) イノシシの異常の有無の確認	6
	(2) 捕獲したイノシシを飼料利用できない地域	6
	2. 捕獲したイノシシを持ち込む際に守っていただきたい要件	6
	(1) 獣肉処理施設への持ち込み	6
	(2) レンダリング事業場への持ち込み	6
	(3) 輸送容器	7
III 章	イノシシを解体処理する事業者が必要な対応	8
	イノシシの解体処理に当たって守っていただきたい要件	8
	(1) イノシシの分別収集及び分別管理	8
	(2) イノシシの解体処理	8
	(3) 飼料原料として使用できない処理残さ	8
	(4) 処理残さの分別管理	8
	(5) イノシシの処理残さの輸送	9
IV 章	イノシシ由来たん白質を製造する事業者が必要な対応	10
	1. イノシシ由来肉骨粉等の製造に当たって守っていただきたい要件	10
	(1) 原料の収集先	11
	(2) 原料の輸送	12
	(3) 原料の受入時の品質管理・記録	12
	(4) イノシシ由来肉骨粉等の製造	12

2. イノシシ由来たん白質の確認手続の流れ	13
(1) 自主確認及び事前相談	13
(2) 申請書の提出	14
(3) 確認（現地）検査の実施	14
(4) 同行調査	14
(5) ホームページへの掲載	14
(6) 確認後にその内容に変更が生じた場合の対応	14
(7) 製造設備の故障等についての対応	15
(8) 大臣確認の廃止についての対応	15
3. 原料供給管理票、申請書等の記載例	16
(1) 原料供給管理票の記載例	16
(2) 捕獲記録の記載例	16
(3) 申請書・変更届の記載例	17
(4) レンダリング事業者と原料収集先の契約例	21
(5) イノシシを解体処理する事業者が飼料用のイノシシの処理残さを管理するための作業マニュアル例	26
○参考 お問い合わせ先	29

I 章 イノシシ由来たん白質の飼料利用に当たって

1. これまでの経緯

牛、豚等の肉骨粉等は、たん白質に富む原料として畜産・養魚用飼料に利用されてきましたが、平成13年9月の我が国でのBSE発生後、飼料安全法により動物由来たん白質を含む飼料の製造・販売等を禁止しました。その後、豚や家きん由来のたん白質については豚、鶏、養殖水産動物等を対象とする飼料（以下「豚等用飼料」という。）の原料として、また、牛由来のたん白質は養殖水産動物を対象とする飼料の原料として利用を順次再開しましたが、イノシシに由来するたん白質の飼料利用は禁止されていました。

近年、野生鳥獣による農作物への被害の拡大に伴い、イノシシの捕獲頭数が急増しており、有害鳥獣として捕獲された個体等の処理が喫緊の課題となっています。このため、イノシシ由来たん白質を飼料原料として利用することについて、専門家の意見を聴きながら検討しました。

その結果、農業資材審議会及び食品安全委員会において、イノシシの分別管理措置が適正に行われることを前提に、イノシシ（イノシシ科イノシシ属イノシシ種に属するもの）を豚と同等と見なして利用することを可とする旨の回答が得られました。

これを受けて、イノシシの分別等に関する新たな管理措置を導入した上で、飼料利用を開始することとしました。

狩猟者やイノシシの解体処理事業者、肉骨粉等の製造事業者（レンダリング事業者）の皆様におかれましては、本マニュアルを参考に、適正に管理・製造していただきますようお願いいたします。

2. 飼料利用に伴うリスク管理措置のポイント

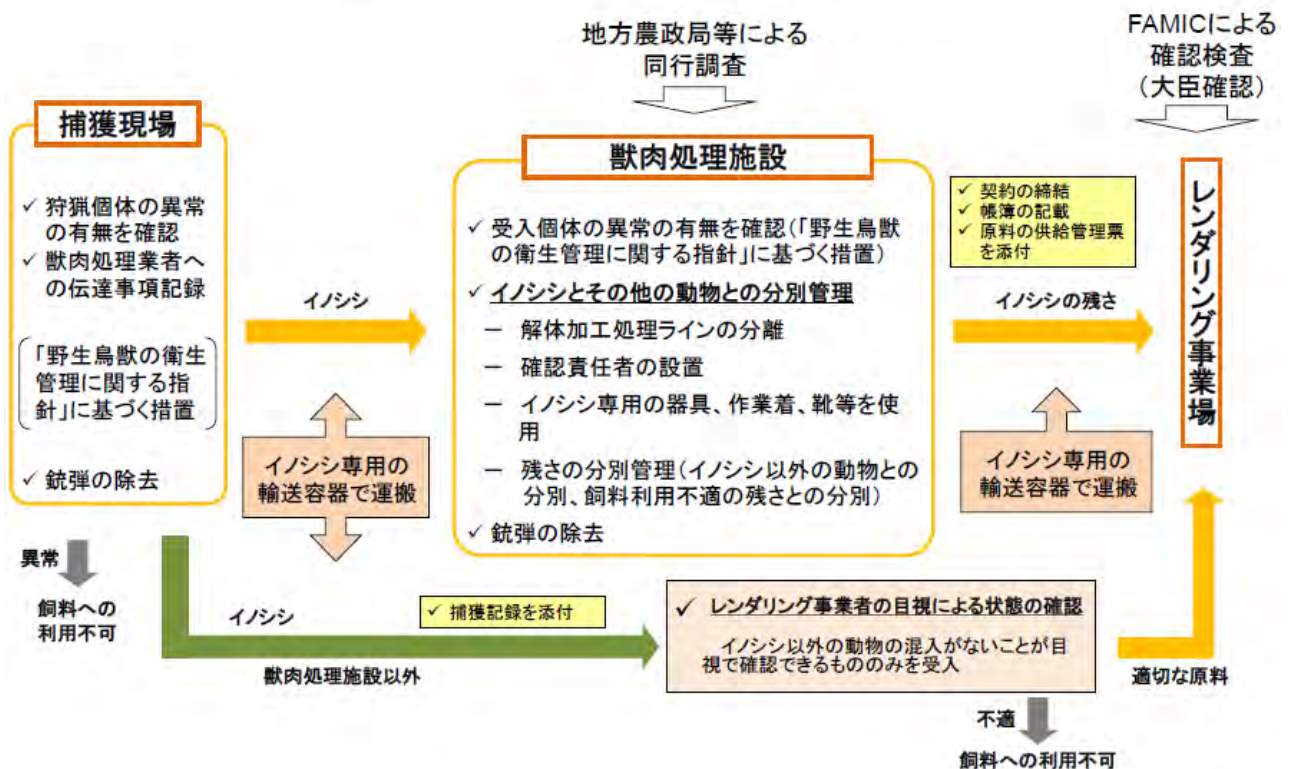
イノシシ由来たん白質を飼料利用するためには、BSE対策の観点から、飼料原料に牛の特定危険部位等が混入することを防止するとともに、牛用飼料に動物由来たん白質等が混入することを防止することが重要です。また、家畜衛生や畜産物の安全確保の観点から、家畜の伝染性疾病に感染している疑いのある個体や鉛製銃弾の除去等の管理も重要です。

イノシシ由来たん白質の飼料利用に伴うリスク管理措置の主なポイントは、次のとおりです（図1参照）。

- ・捕獲前に既に死亡していたイノシシや外見及び挙動に異常が認められるイノシシは、飼料利用しない
- ・狩猟者は、捕獲したイノシシを他の野生鳥獣と分別して、食品衛生法に基づく都道府県知事の許可を受けて食肉処理業を営む者がイノシシ等の野生鳥獣の解体処理を行う施設（以下「獣肉処理施設」という。）又はレンダリング事業場に運搬する

- ・ 獣肉処理施設は、イノシシと他の野生鳥獣の処理工程を分離するとともに、イノシシの処理残さを分別管理する
- ・ 獣肉処理施設は、イノシシの処理残さを出荷する際に原料供給管理票を添付する
- ・ イノシシ由来たん白質を豚等用飼料に利用するためには、肉骨粉等の製造段階において、事前に、原料受入の分別状況等に関する農林水産大臣の確認が必要
(既に豚由来たん白質の大臣確認を受けている場合は、原料収集先の変更の届出が必要)
- ・ イノシシを捕獲する狩猟者がイノシシを直接レンダリング事業場に運搬する場合には、イノシシ以外の動物の混入がないことが目視で確認できるもののみ利用可能
- ・ イノシシの体内に残存する銃弾は、狩猟者又は獣肉処理事業者が確実に除去した上でレンダリング事業場に運搬する
- ・ レンダリング事業場以降は、現行の豚由来たん白質と同等に管理

図1 新たに導入する管理措置



Ⅱ章 イノシシを捕獲する狩猟者が必要な対応

1. イノシシを捕獲する際に守っていただきたい要件

(1) イノシシの異常の有無の確認

飼料安全の観点から、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成 26 年 11 月 14 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（以下、ガイドラインという。）に準じ、捕獲しようとする又は捕獲したイノシシが以下の異常を示す場合は、飼料利用できません。

- ① 捕獲前に既に死亡していたもの
- ② 外見及び挙動に以下に掲げる異常がひとつでも見られた場合
 - ア 足取りがおぼつかないもの
 - イ 神経症状を呈し、挙動に異常があるもの
 - ウ 顔面その他に異常な形（奇形・腫瘤等）を有するもの
 - エ ダニ類等の外部寄生虫の寄生が著しいもの
 - オ 脱毛が著しいもの
 - カ 痩せている度合いが著しいもの
 - キ 大きな外傷が見られるもの
 - ク 皮下に膿を含むできもの（膿瘍）が多くの部位で見られるもの
 - ケ 口腔、口唇、舌、乳房、ひづめ等に水ぶくれ（水疱）やただれ（びらん、潰瘍）等が多く見られるもの
 - コ 下痢を呈し、尻周辺が著しく汚れているもの
 - サ その他、外見上明らかな異常が見られるもの

(2) 捕獲したイノシシを飼料利用できない地域

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）の規定に基づく食品に関する出荷制限の対象となっている地域において捕獲されたイノシシは、飼料利用できません。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理され、食用として出荷が認められたものは飼料利用が可能です。

2. 捕獲したイノシシを持ち込む際に守っていただきたい要件

(1) 獣肉処理施設への持ち込み

ガイドラインに従い、適切に取り扱ってください。

(2) レンダリング事業場への持ち込み

① 持ち込めるイノシシ

狩猟者がレンダリング事業場に直接イノシシを持ち込む場合には、イノシシ以

外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態である必要があります。

② 銃弾の除去

銃猟により捕獲し、又はワナによる捕獲後に銃による止め刺しを行い、銃弾がイノシシの体内に残存している場合には、レンダリング事業場にイノシシを搬入する前に、銃弾を除去するか、被弾部位ごと取り除いてください（銃猟かワナ猟かに関わらず、過去に受けた銃創が認められ、体内に銃弾が残留していることが確認できる場合にも、同様に除去してください）。散弾を用いた場合や銃弾が体内で砕けている場合等には飼料原料としての持ち込みを控え、確実に銃弾を除去したもののみを飼料利用してください。

なお、銃弾を除去するに当たっては、上記①に御留意ください（例えば、被弾部位を取り除くために頭部等を切断していてもイノシシとわかる状態のものについては飼料利用できますが、内臓、肉片など目視でイノシシとわからないものについては飼料利用できません）。

③ 捕獲記録の作成・伝達

獣肉処理施設を経ずにイノシシをレンダリング事業場に持ち込む場合には、以下の事項について記載した捕獲記録を作成し、レンダリング事業者に伝達してください。（16 参照）

ア 狩猟者の氏名及び狩猟免許番号

イ 捕獲年月日及び場所

ウ 数量

エ 異常（捕獲前の死亡又はガイドラインの第2に定められたもの）の確認結果

オ 捕獲方法

カ 銃弾除去の実施の有無

(3) 輸送容器

上記(1)、(2)いずれの場合においても、イノシシを輸送する際には、他の野生鳥獣に由来する血液等が混入しないよう、専用の輸送容器を使用してください。

また、輸送の際に、血液等が環境中に漏出しないようにしてください。

なお、容器とは、プラスチックコンテナ、ブルーシート等、イノシシが直接接触するものであって、血液等の混入や漏出を防止する目的を満たすものをいいます。

⚠ 留意事項

- 捕獲したイノシシを直接レンダリング施設に持ち込む場合は、予め当該施設がイノシシを受け入れているか確認してください。
- 口蹄疫、豚コレラ等の家畜の伝染病が家畜又は野生イノシシ等で発生した場合には、捕獲されたイノシシ等についても、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等がかかりますので、都道府県の指示に従ってください。

Ⅲ章 イノシシを解体処理する事業者が必要な対応

イノシシの解体処理に当たっては、食品安全の観点はもちろんのこと、処理残さを飼料利用する場合には、飼料安全の観点からもガイドラインの遵守が重要です。

イノシシの処理残さを飼料利用するに当たっては、以下の対応をお願いします。

イノシシの解体処理に当たって守っていただきたい要件

(1) イノシシの分別収集及び分別管理

イノシシを解体処理する事業者は、イノシシの搬入時に、Ⅱ章. 2. (3)により適切にイノシシ以外の動物と分別されているかを確認してください。

また、搬入されたイノシシが、他の野生鳥獣に由来する血液等に接触しないよう管理してください。

(2) イノシシの解体処理

①他の野生鳥獣の処理工程との分離等

イノシシの処理残さに他の野生鳥獣由来の原料が混入することを防止するため、と殺（既にと殺されている場合はと体の搬入）からカット肉・ミンチ肉になるまでのイノシシの処理工程は、シカ等の他の野生鳥獣を処理する場所と壁で仕切る等により区分することが必要です。イノシシの処理時に他の野生鳥獣由来の原料が混入しない取扱いがなされることについて、レンダリング事業者と契約を締結してください。

また、解体処理に使用する器具、作業着、靴等についても、イノシシ専用のものを使用してください。

②銃弾の除去

イノシシの処理残さを飼料利用するためには、処理残さから銃弾を除去する必要があります。レンダリング事業場へ搬出するイノシシの処理残さから銃弾を除去することについて、契約書等に定めておくことが重要です。

(3) 飼料原料として使用できない処理残さ

捕獲前に既に死亡していたもの、ガイドラインの第2及び第4に掲げられた異常のあるもの、銃弾を除去していないものは、飼料原料として使用できません。

また、原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の対象となっている地域において捕獲されたイノシシは、飼料利用できません。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理され、食用として出荷が認められたものは飼料利用が可能です。

(4) 処理残さの分別管理

飼料原料として使用する処理残さは、レンダリング事業場への出荷までの間、他の野生鳥獣由来の残さや、上記(3)に掲げる残さとの分別管理により、それらの混入を防止する必要があります。

そのため、飼料原料として使用する処理残さは、専用の保管庫に保管する必要があります。保管庫を分けることが難しい場合には、飼料原料として使用する処理残さ専用の容器に保管して他の野生鳥獣由来の残さ等の混入を防止するとともに、わかりやすい表示等で取り違えを防止するほか、混入や取り違えを防止する取扱いがなされることについて、レンダリング事業者と契約を締結してください。

(5) イノシシの処理残さの輸送

①輸送容器

飼料原料として使用するイノシシの処理残さをレンダリング事業場へ輸送するに当たっては、他の野生鳥獣由来の残さ等の混入を防止するため、イノシシ専用の輸送容器を用いてください。

また、輸送の際、血液等が環境中に漏出しないようにしてください。

②原料供給管理票の添付

飼料原料として使用するイノシシの処理残さをレンダリング事業場へ輸送する場合は、「原料供給管理票」(16 参照)を添付してください。

留意事項

イノシシの処理残さをレンダリング施設に持ち込む場合は、予め当該施設がイノシシを受け入れているか確認してください。

IV章 イノシシ由来たん白質を製造する事業者が必要な対応

今回利用可能となったイノシシ由来たん白質は、表1のとおりです。

今回の見直しでは、適切な分別管理等を行った上で、イノシシを豚と同等とみなし、豚と同様に、イノシシの肉骨粉等（肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉）や血粉等（血粉及び血しょうたん白）を飼料として利用することができます。（図1参照）

表1 イノシシ由来たん白質の原料及び製造方法

たん白質の種類	原料	製造方法等
肉骨粉	食品として利用可能な部位 (の残さ)：肉、内臓、脂肪 組織、骨、皮原料 (蒸製骨粉は骨のみを使用)	原料を粉砕後、加熱・圧搾し、油脂を抽出した後の残さを乾燥・粉砕
加水分解たん白		原料を粉砕後、亜臨界水等で加水分解処理させ、乾燥・粉砕
蒸製骨粉		原料を加圧蒸煮・圧搾した残さを乾燥・粉砕
血粉	血液	と殺時の血液を加熱・凝固させ、脱水・乾燥
血しょうたん白		と殺時の血液から血球を除いた血しょうを噴霧乾燥

ただし、捕獲前に既に死亡していたイノシシや、外見及び挙動に異常が認められたイノシシ等は、イノシシ由来たん白質の原料として利用することができません。（Ⅱ章.1、Ⅲ章.(3)参照）

1. イノシシ由来肉骨粉等の製造に当たって守っていただきたい要件

イノシシ由来肉骨粉等を豚等用飼料の原料として製造・供給しようとする場合、事業者は、事業場ごとに以下の【必要な要件】に適合することについて、農林水産大臣の確認を受ける必要があります。

要件の詳細及びその他の留意事項については、(1)～(4)を参照してください。

【必要な要件】

① 原料の確認

イノシシを扱う収集先からの原料は、他の野生鳥獣等との分別管理がされており、原料供給管理票が添付されているものを用いる必要があります。

② 原料輸送時の措置（原料供給管理票の添付）

原料の輸送に当たっては、イノシシ専用の容器を用いるとともに、収集先が原料供給管理票を添付する必要がありますので、収集先に対して十分に説明してください。

③ 帳簿による管理状況の記録

肉骨粉等の製造に当たっては、原料の受入量、肉骨粉等の製造量、出荷量等を記録し、8年間保存してください。

(注) ②の「容器」とは、プラスチックコンテナ等、イノシシが直接接触するものであって、血液等の混入や漏出を防止する目的を満たすものをいいます。

(1)原料の収集先

イノシシ由来肉骨粉等の原料は、以下の①及び②の収集先からのものに限ります。

①獣肉処理施設

他の野生鳥獣由来の原料が混入しないよう、獣肉処理施設との間で分別に関する契約を締結する必要があります。

特に、しか等の他の野生鳥獣も取り扱う獣肉処理施設においては、イノシシと他の野生鳥獣を処理する場所を区分することが必要です。イノシシの処理時に他の野生鳥獣由来の原料が混入しない取扱いがなされることについて契約を締結する必要があります。

また、獣肉処理施設から搬入されるイノシシ残さについては、

ア 捕獲前に既に死亡していたイノシシでないこと、ガイドラインの第2及び第4に定める異常のないものであること

イ 銃弾を除去すること

ウ 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限地域において捕獲されたイノシシ（県の定める出荷・検査方針に基づき管理され、食用として出荷が認められたものを除く）を含めないこと

についても、契約書で定めておくことが重要です。（契約書の記載例は21頁参照。）

②狩猟者（獣肉処理施設を経ない場合）

獣肉処理施設を経ずに狩猟者が直接搬入したイノシシについては、Ⅱ章に基づき捕獲、持ち込み等がなされ、イノシシ以外の動物の混入がないことが目視で確認できるもの限り、原料として使うことができます。

(2) 原料の輸送

① 輸送容器

イノシシ由来肉骨粉等の原料の輸送に当たっては、他の野生鳥獣由来原料の混入を防止するため、イノシシ専用の輸送容器が使われている必要があります。

② 原料供給管理票の添付

- ・ 獣肉処理施設から搬入されるイノシシ由来肉骨粉等の原料には、「原料供給管理票」（16 頁参照）が添付されている必要があります。
- ・ レンダリング事業者は、受理した「原料供給管理票」を記録として最低 8 年間保存する必要があります。
- ・ 獣肉処理施設を経ずに狩猟者が直接搬入したイノシシについては、「原料供給管理票」の添付は不要ですが、狩猟者から、「捕獲記録」（16 頁参照）を受理してください。レンダリング事業者は、受理した「捕獲記録」について、少なくとも 2 年間保存してください。

(3) 原料の受入時の品質管理・記録

イノシシ由来肉骨粉等の原料の受入に当たっては、上記(1)の収集先の要件に適合しているものであることを確認してください。

獣肉処理施設から原料を受け入れた際は、供給された原料の内容、数量等が、原料に添付された「原料供給管理票」の記載内容に適合しているかを確認しなければなりません。

獣肉処理施設を経っていないイノシシを受け入れた場合には、「原料供給管理票」が添付されていないことから、供給された原料の状態、頭数等を目視で確認するとともに、「捕獲記録」を確認してください。

受入時には、受入れ年月日、原料の種類、数量及び収集先を記録する必要があります。

これらの原料の受入記録は、最低 8 年間保存する必要があります。

なお、この受入記録については、各項の内容がわかるのであれば、伝票等の既存の資料を利用することやコンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。

(4) イノシシ由来肉骨粉等の製造

今回の見直しにより、前述の適切な分別管理等を行った上で、イノシシを豚と同等とみなし、豚と同じ工程で処理することが可能となりました。

よって、製造工程以降については、豚と同様に取り扱ってください。

留意事項

●イノシシの飼料利用に必要な廃棄物処理に関する許可等については、各自治体にお問い合わせください。

●特にタングステン製のような硬い銃弾は、肉骨粉等の製造工程において、レンダリング機器を傷める可能性がありますので、原料から除去しておく必要があります。

また、イノシシ猟に使用されている銃弾はほとんどが鉛製であることから、肉骨粉の鉛汚染を防止するためにも、適切に銃弾を除去することが重要です。

なお、万が一銃弾が残存していた場合を考慮し、多くのイノシシを処理した際には、銃弾が含まれている可能性のあるフルイに残った異物を定期的に除去する等に心がけてください。

2. イノシシ由来たん白質の確認手続の流れ

1に示したイノシシ由来たん白質の収集先等の要件を満たしている場合は、以下に従い、FAMICを通じ、要件に適合することについて農林水産大臣による確認を受けてください。

なお、既に豚由来たん白質の大臣確認を受けている場合は、原料収集先の変更の届出をしてください。

(1) 自主確認及び事前相談

イノシシ由来たん白質の製造工程等が要件に適合することについて、農林水産大臣の確認を受けようとするレンダリング事業者（確認申請業者）は、レンダリング事業場がイノシシ由来たん白質の製造の要件に適合することを自ら事前に確認（自主確認）してください。

自主確認についてご不明な点がある場合は、最寄りのFAMIC（30参照）にご相談ください。なお、自主確認に当たっては、特に以下の点に留意してください。

〔収集先や収集業者の確認〕

ア 原料の収集先や収集業者の適合状況の確認は、確認を受けるレンダリング事業者と収集先又は輸送業者等との間で、収集又は輸送に係る要件に適合する旨の契約書等を取り交わす、あるいは、レンダリング事業者が収集先や輸送者の状況を実地に点検する等によって行ってください。

イ 収集先及び収集業者の適合状況を確認した記録（リスト）を作成してください。
なお、FAMIC による確認（現地）検査の際には、これらの記録をベースに要件への適合状況を確認します。

(2) 申請書の提出

(1)の自主確認が完了したレンダリング事業者は、事業場ごとに、別記様式第1-1号（17 参 照）による申請書（正1通、副1通（控えが必要な場合は副2通））に必要事項を記載の上、FAMIC を通じて申請してください。併せて、確認（現地）検査を実施する日程等についても、ご相談ください。

既に豚由来たん白質の大臣確認を受けている場合には、別記様式第6号（20 参 照）により、原料収集先の変更について届け出てください。

(3) 確認（現地）検査の実施

FAMIC の検査職員が申請のあったレンダリング事業場に伺い、要件の適合状況を実地に確認します。この際、検査職員は検査した内容について記録書を作成します。なお、確認検査の際に不備が認められた場合には、改善状況を報告していただく必要があります。

(4) 同行調査

確認申請（変更届出）業者であるレンダリング事業者と獣肉処理施設が締結している契約が適正に履行されていること等について、地方農政局等の職員が確認申請（変更届出）業者に同行し、原料収集状況の調査・確認を行い、さらに、必要に応じて改善に係る助言等を行います。

地方農政局等の職員が同行調査を実施する日程を調整しますので、確認申請（変更届出）業者は、日程に余裕を持って地方農政局等に相談するようご協力をお願いします。

(5) ホームページへの掲載

(3)の確認（現地）検査の結果、イノシシ由来たん白質の製造の要件に適合すると認められた場合には、FAMIC のホームページ
(<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>) に掲載します。

(6) 確認後にその内容に変更が生じた場合の対応

① 製造工程を変更する場合

確認を受けたレンダリング事業場において、製造工程に変更がある場合には、当該製造工程の変更の1か月前までに、別記様式第4号（18 参 照）によりFAMIC を通じて製造基準適合確認（変更）申請（正1通、副1通（控えが必要な場合は副2通））を行う必要があります。

なお、当該申請に係る製造工程等が要件に適合しているかについて審査し、イノシシ由来たん白質の製造の要件に適合すると認められた場合には、FAMICのホームページ (<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>) に変更があった旨を掲載します。

要件に適合しないと判断された場合には、別記様式第3-1号(19 参 照)によりFAMICを通じて「確認の取消し」を申請(正1通、副1通(控えが必要な場合は副2通))しなければなりません。

なお、製造工程の変更は、現地での確認が必要となります。

ご不明な点があれば、事前にFAMICへご相談ください。

② その他の変更がある場合

レンタル事業者は、確認を受けた会社名、代表者、本社の住所、レンタル事業場名、事業場の所在地、原料収集先等、軽微な変更をする場合には、別記様式第6号(20 参 照)によりFAMICを通じて遅滞なく提出してください(正1通、副1通(控えが必要な場合は副2通))。

上述の変更については、書類による届出で対応できます。

なお、この場合についても、事前にFAMICへご相談ください。

(7) 製造設備の故障等についての対応

予期しない製造設備の故障等により、FAMICの確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに当該事業場における製造を一時停止するとともに、その概要をFAMICに報告する必要があります。報告内容等はFAMICへご相談ください。

(8) 大臣確認の廃止についての対応

当該工場における製造の廃止により、イノシシ由来たん白質の製造を行わない場合は、別記様式第3-1号(19 参 照)によりFAMICを通じて、「確認の取消し」を申請してください。

書式のダウンロード

「肉骨粉等供給管理票」やFAMICへの申請書類の書式については、FAMICのホームページ (<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2.html>) からダウンロードできます。

必要な書式をダウンロードしてから記入してください。

なお、ダウンロードができない場合には最寄りのFAMICへご連絡ください。

3. 原料供給管理票、申請書等の記載例

(1) 原料供給管理票（イノシシ由来肉骨粉等の原料となる残さの場合）の記載例

原料供給管理票	
副産物の供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する原料の種類	イノシシ
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	計 1, 000 k g

(2) 捕獲記録（狩猟者がレンダリング事業場に直接イノシシを搬入する場合）の記載例

捕獲記録	
狩猟者の氏名及び狩猟免許番号	農林 太郎 ×××××××
捕獲年月日及び場所	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ××県××市
数量	イノシシ 〇頭
異常※の確認結果	異常なし
捕獲方法	銃猟
銃弾除去の実施の有無	有

※異常とは、イノシシが捕獲前に既に死亡していた場合又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成26年11月14日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の第2に規定されたものをいいます。

(3) 申請書・変更届の記載例

①製造基準適合確認申請書（大臣確認通知※別記様式第1－1号。肉骨粉の場合）

製造基準適合確認申請書		平成○年○月○日
農林水産大臣 殿		
○○県○○市○○ 〇丁目〇番〇号		
○○株式会社		
代表取締役 ○○○○ 印		
<p>下記の事業場における<u>豚（イノシシを含む）</u>又は家きんに由来する肉骨粉の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2(1)イの規定による確認を求めます。</p>		
記		
1	事業場の名称	○○株式会社 ○○工場
2	事業場の所在地	○○県○○市○○ 〇丁目〇番〇号

備考：製造工程の図面を添付してください。

※ 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）。

注）イノシシを処理する健康牛ラインについても、下線部を修正の上、同様に申請してください。

②製造基準適合確認（変更）申請書（大臣確認通知 別記様式第4号。製造工程を変更する場合）

製造基準適合確認（変更）申請書

平成〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

平成〇年〇月〇付けで確認を受けた豚（イノシシを含む）又は家きんに由来する肉骨粉の製造工程について下記のとおり変更したいので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）1の2(1)イの規定による確認を求めます。

記

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 確認を受けた事業場の名称 | 〇〇株式会社 〇〇工場 |
| 2 確認を受けた事業場の所在地 | 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 |
| 3 変更する事項 | 〇〇〇〇〇 |
| 4 変更予定年月日 | 平成〇年〇月〇日 |

備考：変更する内容に係る書類（工場全体の平面図、フローチャート等）を添付してください。

注）イノシシを処理する健康牛ラインについても、下線部を修正の上、同様に申請してください。

③製造基準適合確認取消し申請書（大臣確認通知 別記様式第3－1号。肉骨粉の場合）

製造基準適合確認取消し申請書

平成〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

平成〇年〇月〇日付け第〇号で確認を受けた豚（イノシシを含む）又は家きんに由来する肉骨粉の製造工程については、下記のとおり豚（イノシシを含む）又は家きんに由来する肉骨粉の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、「飼料及び飼料添加物に関する成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の2の（3）の規定により、豚（イノシシを含む）又は家きんに由来する肉骨粉の製造を中止するとともに、確認の取消しを求めます。

記

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 事業場の名称 | 〇〇株式会社〇〇工場 |
| 2 事業場の所在地 | 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 |
| 3 製造基準を満たすことができなくなった理由 | 〇〇〇〇〇 |
| 4 製造基準を満たすことができなくなった時期 | 平成〇年〇月〇日 |

注) イノシシを処理する健康牛ラインの場合にも、下線部を修正の上、同様に申請してください。

④製造基準適合確認変更届（大臣確認通知 別記様式第6号。確認済みの豚肉骨粉等の製造施設において、新たにイノシシ由来原料を取り扱う場合）

製造基準適合確認変更届

平成〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

「飼料及び飼料添加物に関する成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）1の3の（2）の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付けで確認を受けた豚又は家きんに由来する肉骨粉の確認申請を行った内容をおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する事項 原料収集先の変更（原料として新たにイノシシを取り扱うこととする変更）※
- 2 変更予定年月日 平成〇年〇月〇日

※ 収集先のリスト等を添付してください。

注) イノシシを処理する健康牛ラインの場合にも、下線部を修正の上、同様に申請してください。

(4) レンダリング事業者と原料収集先の契約例

① イノシシ由来肉骨粉等の原料を供給する獣肉処理業者との契約例

契約書

獣肉処理業者（以下「甲」という。）とレンダリング事業者（飼料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する処理残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、捕獲前に既に死亡していたイノシシ、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成 26 年 11 月 14 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の第 2 及び第 4 に定める異常のあるイノシシ並びに原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づく食品に関する出荷制限地域において捕獲されたイノシシ（県の定める出荷・検査方針に基づき管理され、食用として出荷が認められたものを除く）以外のイノシシの残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。
- 2 甲は、原料用残さを乙（乙の委託により残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業所における獣肉処理に関する事項

- ① 本事業所では、食用に供さないイノシシや他の野生鳥獣等の処理残さと原料用残さを分別していること。
- ② イノシシの処理を他の野生鳥獣とは別の場所で行うとともに、原料用残さは専用の容器に入れ、他の野生鳥獣由来の残さ等が混入しないよう保管していること。
- ③ 事業所ごとに原料用残さに他の野生鳥獣由来の残さ等が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。
- ④ 事業所ごとに原料用残さに銃弾が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。

（2）原料用残さの出荷に関する事項

- ① 原料用残さを出荷するごとに他の野生鳥獣由来の残さが混入していないことを確認すること。また、出荷する原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、イノシシ専用のもを使用すること。
- ② 他の野生鳥獣由来の残さ等が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む）には、他の野生鳥獣由来の残さ等が入っている容器にその旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

（3）確認責任者の設置

- （1）及び（2）に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の

確認及び記録を行うこと。

- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、平成〇年〇月〇日より確実に履行されること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決すること。

平成 年 月 日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

② 獣肉処理施設からイノシシ由来肉骨粉等の原料を収集する業者（収集業者）との契約例

契約書

収集業者（以下「甲」という。）とレンダリング事業者（飼料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する処理残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、捕獲前に既に死亡していたイノシシ、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成 26 年 11 月 14 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の第 2 及び第 4 に定める異常のあるイノシシ並びに原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づく食品に関する出荷制限地域において捕獲されたイノシシ（県の定める出荷・検査方針に基づき管理され、食用として出荷が認められたものを除く）以外のイノシシの残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。
- 2 甲は、原料用残さを乙に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）収集する原料用残さに関する事項

原料用残さは、以下の要件を満たす収集先から収集されたものに限ること。

- ① 食用に供さないイノシシや他の野生鳥獣等の処理残さと原料用残さを分別していること。
- ② イノシシの処理を他の野生鳥獣とは別の場所で行うとともに、原料用残さは専用の容器に入れ、他の野生鳥獣由来の残さ等が混入しないよう保管していること。
- ③ 事業所ごとに原料用残さに他の野生鳥獣由来の残さ等が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。
- ④ 事業所ごとに原料用残さに銃弾が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。
- ⑤ 原料用残さを出荷するごとに他の野生鳥獣由来の残さが混入していないことを確認すること。また、出荷する原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、イノシシ専用のもを使用すること。
- ⑥ 他の野生鳥獣由来の残さ等が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む）には、他の野生鳥獣由来の残さ等が入っている容器にその旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。
- ⑦ ①から⑥までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

(2) 原料用残さの輸送に関する事項

- ① 原料用残さの輸送に当たっては、他の野生鳥獣由来の残さ等が混入しないように輸送すること。また、原料用残さを入れる容器は、イノシシ専用のもを使用すること。
- ② 他の野生鳥獣由来の残さ等が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む）には、他の野生鳥獣由来の残さ等が入っている容器にその旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。
- ③ 輸送車には、原料供給管理票を携行すること。

＜甲が原料用残さを集積所等で一時的に保管・出荷しているような場合には、次の3の規定を設ける＞

3 原料用残さの保管・出荷に関する事項

(1) 原料用残さの保管

- ① 原料用残さは、専用の容器に入れ、他の野生鳥獣由来の残さ等が混入しないよう保管すること。

(2) 原料用残さの出荷

- ① 原料用残さを出荷するごとに他の野生鳥獣由来の残さ等が混入していないことを確認すること。また、原料用残さを入れる容器は、イノシシ専用のもを使用すること。
- ② 「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。

(3) 保管・出荷の管理

- ① (1) 及び (2) に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ② 事業所ごとに原料用残さに他の野生鳥獣由来の残さ等が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

4 甲は、乙による2（及び3）の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

5 甲は、原料用残さの収集先が2（1）の要件を満たすものであることを確認するため、次のことを行うこと。

(1) 収集先との間で、次の事項について契約等を取り交わすこと。

- ① 収集先は、2（1）の要件を遵守すること

- ② 収集先は、甲による2（1）の実施状況の確認を受け入れること
- ③ 収集先は、②の確認に際して農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること
- （2）原料用残さの収集先の名称、所在地、連絡先等を記載した一覧表を整備するとともに、農林水産省が必要と認め、当該一覧表及び5（1）の契約書等又はその写しの提示を求めた場合には、これに応ずること。
- （3）5（1）の契約内容が収集先において確実に遵守されていることについて確認すること。
- 6 本契約は、平成〇年〇月〇日より確実に履行されること。
- 7 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決すること。

平成 年 月 日

（甲）住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

（乙）住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

(5) イノシシを解体処理する事業者が飼料用のイノシシの処理残さを管理するための作業マニュアル例

制定年月日
事業場の名称

イノシシに由来する副産物の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、飼料用のイノシシの処理残さ（以下「原料用残さ」という。）を管理するに当たって、「豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」）の規定に基づき、原料用残さへのイノシシ以外の野生鳥獣由来の残さの混入を防止するほか、異常（※）のある部位及び銃弾の混入防止のため、作業上注意すべき事項を定めるものである。

※「異常」とは、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成 26 年 11 月 14 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の第 4 の 3 及び 4 に規定されたものをいう。

1 解体処理に関する事項

(1) 原料用残さは、イノシシ以外の野生鳥獣由来の残さと分別する。

(2) イノシシの解体から原料用残さが排出されるまでのカットの工程等（以下「イノシシ処理工程」という。）において、イノシシ以外の野生鳥獣を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定する。イノシシ処理工程の作業は、イノシシ専用の器具を用いる。

※一部のイノシシ処理工程を混入防止区域とする場合

イノシシの解体から原料用残さが生じるまでのカットの工程等（以下「イノシシ処理工程」という。）のうち、〇〇から〇〇までの原料用残さが排出される処理工程は、イノシシ以外の野生鳥獣を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定する。

(3) 散弾を用いた場合や銃弾が体内で砕けている場合等、銃弾が残存しているおそれがある残さは廃棄し、確実に銃弾を摘出するか被弾部位ごと除去したもののみ原料用残さとする。

(4) 食肉処理の工程において、イノシシ以外の野生鳥獣由来の残さ、異常のある部位及び

銃弾を含む残さ（以下「廃棄残さ等」という。）を収容するコンテナと原料用残さを収容する専用コンテナをそれぞれ用意し、保管する。

また、原料用残さの専用コンテナに廃棄残さ等が混入しないよう、廃棄残さ等用のコンテナについては、色分けする（廃棄残さ等用のコンテナに赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用残さ専用のコンテナに廃棄残さ等が混入しないようにする。

- (5) 混入防止区域の作業は、イノシシ専用の作業着や靴等を着用した作業員が行い、イノシシ以外の野生鳥獣を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らない。

※一部のイノシシ処理工程を混入防止区域とする場合

混入防止区域の作業は、イノシシ専用の作業着や靴等を着用した作業員が行い、イノシシ以外の野生鳥獣を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らない。イノシシ作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗浄する。

2 原料用残さの出荷に関する事項

- (1) 原料用残さを出荷するに当たって、1の(4)のコンテナから別の容器（収集缶等）に移し替える場合には、原料用残さを収容する専用の容器と廃棄残さ等を収容する容器を用意し、廃棄残さ等が入っている容器については、色分けする（廃棄残さ等用のコンテナには赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用残さ専用の容器に廃棄残さ等が混入しないよう移し替える。
- (2) 原料用残さを出荷するごとに、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を発行し、原料用残さを運搬する者に持たせる。
- (3) 廃棄残さ等が原料用残さと混載されて運搬される場合（自ら原料用残さを運搬するときを含む。）には、原料用残さに原料用残さ以外の動物質原料が混入しないような専用の蓋をした容器を用いるとともに、廃棄残さ等が入っている容器にその旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止する。

3 分別体制の確認・管理に関する事項

- (1) 1及び2に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という。）は、〇〇課長とする。
- (2) 確認責任者は、1及び2に関する事項の確認を行うとともに、原料用残さとイノシシ以外の野生鳥獣由来の残さの分別に関し、次に掲げる事項を管理する。
- ① 原料用残さとイノシシ以外の野生鳥獣由来の残さの分別作業に関する作業員に対する指導監督
 - ② 原料用残さとイノシシ以外の野生鳥獣由来の残さの分別、保管及び搬出の確認及び記録

③ 原料用残さの出荷ごとに行うイノシシ以外の野生鳥獣由来の残さが混入していないことについての確認

(3) 確認責任者は、帳簿を整備し、次に掲げる事項について記録を行う。

原料用残さの出荷先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）

(4) (3) の帳簿及び出荷した原料用残さに係る受渡伝票等（原料供給管理票の発行記録等）については、2年間保存する。

○参考 お問い合わせ先

1. 農林水産省等

担当窓口（連絡先）	担当する業務区域
a. 消費・安全局 畜水産安全管理課 飼料検査指導班、飼料安全基準班 電話 03（3502）8111 （内線：4537、4546）	
b. 北海道農政事務所 消費・安全部 安全管理課 電話 011（642）5463	北海道
c. 東北農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 022（221）6097	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
d. 関東農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 048（740）0087	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県、静岡県
e. 北陸農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 076（232）4106	新潟県、富山県、石川県、福井県
f. 東海農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 052（223）4670	岐阜県、愛知県、三重県
g. 近畿農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 075（414）9000	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
h. 中国四国農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 086（227）4302	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
i. 九州農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 096（211）9140	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
j. 内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課 電話 098（866）1672	沖縄県

2. 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

担当窓口 (連絡先)	担当する業務区域
<p>a. 本部 肥飼料検査部 飼料管理課 〒330-9731 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟 電話 050(3797)1857</p>	<p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県</p>
<p>b. 札幌センター 肥飼料検査課 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目4番地1 札幌第2合同庁舎 電話 050(3797)2716</p>	<p>北海道</p>
<p>c. 仙台センター 肥飼料検査課 〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第3合同庁舎 電話 050(3797)1893</p>	<p>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県</p>
<p>d. 名古屋センター 飼料検査課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 名古屋農林総合庁舎第2号館 電話 050(3797)1902</p>	<p>富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県</p>
<p>e. 神戸センター 飼料検査課 〒650-0044 神戸市中央区港島南町1丁目3番7号 電話 050(3797)1915</p>	<p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p>
<p>f. 福岡センター 飼料検査課 〒813-0044 福岡市東区千早3丁目11番15号 電話 050(3797)1921</p>	<p>山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p>